平成２１年（フ）第２７６号
山形県上山市石崎１丁目１番16号
債務者　大津　宜子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７９号
山形県東村山郡中山町大字長崎1119番地16
債務者　青山　浩行
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８０号
山形県東村山郡中山町大字長崎1119番地16
債務者　青山　郁子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
山形県寒河江市大字高屋字西浦461番地の６
志藤アパート６
債務者　石川　　陽
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２４号
山形市小白川町５丁目27番15―406号　県営あたご団地
債務者　米陀　文子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３０号
山口県岩国市楠町３丁目４番20号
債務者　村川　育枝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３６０号
北海道亀田郡七飯町字大沼町504番地の７
債務者　鈴木　　恒
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８９号
函館市陣川町103番地194
債務者　岡田　光児
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１９７号
群馬県館林市松原２丁目18番９号　ハイドパーク―105
債務者　有原　知佳（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１９８号
群馬県館林市松原２丁目18番９号　ハイドパーク―105
債務者　有原　　昌
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３４０号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番４―503号
債務者　朝倉　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
静岡県駿東郡清水町柿田286番地の４　久保田戸建Ｂ棟
債務者　柴原　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８１号
名古屋市昭和区雪見町３丁目８番地　市営雪見荘508号
債務者　竹野　恭子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２５６号
名古屋市中区橘１丁目10番12号　セイント橘507号
債務者　野口　孝介
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３４１号
愛知県清須市西田中城下37番地
債務者　髙山　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７号
静岡県富士郡芝川町大鹿窪1376番地１、住民票上の前住所静岡県富士市間門308番地の１
債務者　山本みどり
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１２７号
静岡県富士市富士見台５丁目２―７　トンボ交通社宅101、住民票上の住所静岡県富士市鈴川西町１番７号
債務者　石割　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部